

○河北郡市広域事務組合職員の旅費に関する条例

制定 平成16年3月1日 条例第19号

(目的)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(条例の準用)

**第2条** 職員の旅費の種類及び額並びにその支給方法は、津幡町職員の旅費に関する条例（昭和35年津幡町条例第9号）の規定を準用する。

**附 則**

この条例は、平成16年3月1日から施行する。